

問介護保険保険給付費等準備基金の活用策を問う。

答準備基金残高約28億9千万円のうち20億2千万円を取り崩し、保険料基準月額を559円引き下げるために活用する。これにより、保険料基準月額は5830円となる。

問保険料の各段階に設定されている基準額に対する割合について、設定の根拠を問う。

答国の標準割合を参考としつつ、第1号被保険者間の負担の公平性が保たれるよう留意して設定した。具体的には、第1段階と第13段階を国の標準割合に合わせ、第2段階から第12段階までの割合を値上げ幅を勘案しながら保険料で収納すべき額を賄えるよう設定した。

問保険料の改定について、市民にはどのように周知するのか問う。

答広報やホームページに掲載する他、65歳に達した人や保険料の決定の際に送付する書類に案内を同封する。また、介護保険課や各市民センターの窓口パンフレットを置くことで広く周知を図る。

問合計所得で保険料が異なる。第1から5段階は値上げを抑えた。生活が厳しい人もいる第6・7段階へ配慮は。

答第6・7段階は、住民税課税の人で前年の合計所得金額が125万円未満の人と190万円未満の人が対象となる。保険料の設定に当たっては、低所得者の値上げ幅を抑えると同時に、これら中間層についても月当たりの値上げ幅が千円未満になるよう配慮した。

問他市と比較して第9期の保険料基準月額はどのようか。

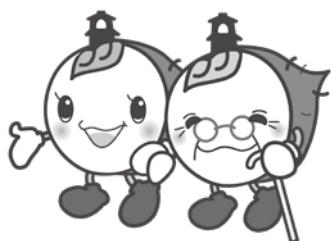
答2月上旬の照会結果では、県内の保険者のうち回答のあった60保険者中、本市は、低い方から38番目である。また、関東地方の中核市11保険者のうち、低い方から3番目である。本市の保険料水準は、県内ではおおむね平均的な水準、関東地方の中核市では低い水準である。

問第9期計画の保険料を値上げしない自治体はあるのか。

答2月上旬の照会結果で回答のあった県内60保険者のうち、値上げを予定しないのは9保険者である。

問本改正で月額基準額の保険料は560円増の5830円になるが、基金を全て活用した場合にいくらになるのか。

答介護保険保険給付費等準備基金の残高を全て取り崩した場合を仮定すると、保険料基準月額は5598円となり、第8期と比べ値上げ幅は328円となる。



議案第15号

指定居宅サービス等事業等の基準等条例の一部改正

れいわ新選組

問人員基準の緩和によって、サービスの質の低下を招く恐れはないのか？

答人員基準緩和の主な改正内容としては、介護サービス事業所の管理者が他の事業所の職務を兼務できる範囲を同一敷地外の事業所にも拡大するものである。この場合であっても当該事業所の管理業務に支障がない場合に限られるため、サービスの質は確保されると考える。また、特定施設入居者生活介護事業所の基準緩和は、介護職員および看護職員の人数を減らすことができるが、定期的開催する委員会において、利用者の安全およびケアの質の確保や緊急時の体制の整備等の検討を行わなければならない等、サービスの質の確保に関する取り組みが必要なことから、サービスの質は低下しないと考える。

議案第21号

指定居宅介護支援等事業の基準等条例の一部改正

日本共産党

問今回の改正の内容は。

答介護支援専門員1人当たりの取扱件数の緩和、管理者の兼務要件の緩和、利用者に対する重要事項について、一部を努力義務へ緩和、利用者に対する身体拘束の禁止等、モニタリング時のテレビ電話装置等の活用である。

問介護人材不足の中で効率化によるサービスの質の向上を図ることには大いに懸念が残る。介護従事者の処遇改善や人材確保が重要。介護支援専門員を含めた介護職員の人材確保策についての今後の取り組みは。

答介護事業者と介護業界へ就職を目指す人のマッチング事業、介護職の経験がない人のための入門的研修、市内の中学生に対し介護の仕事に興味を持ってもらうための介護の魅力発信およびイメージアップ事業を行っていく。

議案第28号

重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

無所属

問条例を改正する理由を問う。

答埼玉県との運用に合わせ、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを支給する自治体と、本事業の重度心身障害者医療費助成金を支給する自治体を一致させることを目的に、居住地特例対象施設に介護保険施設等を追加するものである。

問改正前の令和5年4月1日から現在までに市外の介護施設等へ転出し、受給資格が途切れた人への対応を問う。

答令和5年4月1日以降、本市から介護保険施設等へ転